

令和２年２月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注．発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年2月10日（月）午後1時30分～

2. 開催場所 玖珠町役場 2階 庁議室

3. 出席委員

1 番	繁田 富男	2 番	島津 益夫	3 番	河野千代美
4 番	園田 恭子	5 番	宿利 浩満		
6 番	安藤 慎八（副会長）	7 番	梶原 光宏（会長）		

4. 出席農地利用最適化推進委員

1 番	小雲 基廣	2 番	長尾亀世美	3 番	衛藤 榮一
4 番	梅木 隆富	5 番	藤原 善和	6 番	高浪 辰雄
7 番	高倉 利子	8 番	飯田 久夫	9 番	秋好 清広
10 番	帆足 清己	11 番	衛藤 和敏	12 番	柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第2号 農地所有適格法人に係る要件適格届出書について

その他

6. 農業委員会事務局

局長	渡辺 克之	主幹（統括）	井野 俊夫
主査	島津 智美	主査	繁田 寿美

7. 会議の概要	
事務局	ただ今より2月定例委員会を開催します。会長にごあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局	農業委員定数7名に対して、全員の出席ですので、玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。ここでお願いがございます。議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえ発言して頂きたいと思います。 それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので以降議事の進行につきましては会長よりしくをお願いします。
議長	本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、1番委員、2番委員よりしくをお願いします。なお、農地利用最適化推進委員の皆さんにおかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請です。 番号1、大字山下字中ノ原〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積424㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、2番委員です。 番号2、大字森字平原〇〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積合計565㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、亡〇〇〇〇遺言執行人で、〇〇町の〇〇〇〇さんです。譲受人も同じになりますが、〇〇町の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で特定遺贈です。担当委員は、5番委員です。 番号3、大字森字桑釣〇〇〇〇番外11筆、登記簿地目は田・畑、合計面積9,817㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で贈与です。担当委員は、5番委員です。

	番号4、大字山田字横枕〇〇〇〇番、登記簿地目は田、面積3,324㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、7番会長です。 番号5、大字四日市字大野原〇〇〇〇番〇、登記簿地目は畑、面積5,985㎡です。3条の有償移転で、持分3分の1の移転になります。譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。なお、譲受人の〇さんはすでに持分の3分の2を所有しています。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、3番委員です。 番号6、大字戸畑字亀ノ甲〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積985㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、7番会長です。 以上、6件です。
議長	それでは、担当委員の調査結果の報告をお願いします。 番号1 を 2番委員 番号2, 3 を 5番委員 番号4 を 私 番号5 を 3番委員 番号6 を 私 が説明します。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。
農業委員	番号1について、調査結果を報告します。3日、譲受人の〇〇さんと、推進委員と私で現地確認を行いました。土地の所在は、大字山下字中ノ原〇〇〇〇番〇、424㎡です。登記簿地目は田ですが、現状は野菜を作っています。タバコ栽培の専業農家が取得し、引き続き野菜を作る計画です。権利の内容は売買による所有権の移転になります。譲渡人の〇〇さんが〇〇市に引っ越したため、耕作ができなくなったためです。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は自宅の目の前です。農機具の所有状況はトラクター等そろっており、農業従事者は本人・妻・息子夫婦の4人で、取得後の耕作に問題はありません。以上報告を終わります。

推進委員	ただ今、委員が報告した内容について、補足はありません。
農業委員	番号2について、調査結果を報告します。2月5日10時から、譲受人の〇〇さん、推進委員と事務局で現地確認を行いました。土地の所在は、〇地区〇〇で〇〇〇〇駐車場の隣に位置しています。面積は565㎡です。登記簿地目は畑で、所有者〇〇〇〇さんの住所が〇〇県〇〇市と遠方のため、今までも所有者の妹の夫である、〇〇町〇〇〇の〇〇さんが草刈り等の土地の管理をしておりました。昨年12月3日に所有者の〇〇さんが亡くなり、生前、公正証書により遺言書を作成しており、〇〇〇〇氏に農地の遺贈と遺言執行者の指名を行っております。遺言による所有権の移転です。譲受人は、〇〇〇で、水稻を160a耕作しており、問題はないと思います。先ほど会長があいさつの中で言われた表彰について、この〇〇さんも表彰されたということでした。農業には力を入れてあります。ただ農地が遠いため、野菜の栽培は難しいため、果樹を植えたいとの意向がありました。 以上報告を終わります。
推進委員	私、同行しまして、現地を確認しました。委員の説明に追加することはありません。
農業委員	番号3について、調査結果を報告します。2月5日、譲受人の〇〇〇〇さん、推進委員と事務局とで現地を確認しました。土地の所在は、〇地区〇〇で、田が9筆、畑が2筆で、合計面積9,817㎡です。父である〇〇〇〇さんが72歳で、後継者で息子である〇〇さんに生前贈与するものです。同日、現地確認後に、自宅で所有者の〇〇〇〇さんにお会いし、確認をしましたので、今回の申請については問題ないと思います。
推進委員	この件につきましても、特につけ加えることはありません。
農業委員	番号4について、調査結果を報告します。土地の所在は、〇〇地区〇〇〇にあります、国道〇〇〇線の〇〇〇〇〇の裏側付近に位置しています。面積は、3,324㎡で、水稻栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し耕作する予定です。現況は田で水稻を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、議案書5ページ

	ージにあります、今までも利用権設定をしていた土地で、今回合意解約し、農地を買い受けて耕作したいとの、農地の異動です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約6キロです。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況については、トラクターなどがありますが、コンバイン等は法人の機械を利用しています。農業従事者は、本人含めて2人おりまして、取得後の耕作に問題はありません。 以上報告を終わります。
推進委員	特に問題はありませんが、〇〇氏は〇〇〇の方です。譲り受ける土地の南側のほうに、すでに1、2か所農地を耕作しており、今までとおりのようですので、特に問題はありません。
農業委員	番号5について、調査結果を報告します。2月7日、申請者の〇さんと、推進委員と現地確認を行いました。土地の所在は、四日市字大野原〇〇〇〇番〇で、〇〇〇のある〇〇〇簡易郵便局から〇〇〇方面、〇〇〇台地に位置しております。面積は5,985㎡です。登記簿は畑で、現況も畑です。畑はナシ園です。周囲もナシ園です。現在、共有地の3分の2を所有していますが、今回は譲渡人からの要望で残りの3分の1の所有権の移転です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は5km以内で、耕作は可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、ナシ園で使用する消毒機他農機具の所有状況はそろっています。農業従事者は2人で、取得後の耕作に問題はありません。 以上報告を終わります。
推進委員	譲渡人は、〇〇さんになりますが、現在はその父親がナシの栽培をしております。一枚の畑を、3分の2を〇さん、3分の1を〇〇さんと分けていたそうですが、この3分の1を〇さんが譲り受けます。〇さんは、ナシ栽培を始める前に、前に栽培されていた方の所で2年勉強をして、今年でナシ栽培が5年目くらいになります。忙しい時期は、息子さんやパートの方を雇って収穫しているそうです。問題ないと思います。
農業委員	番号6について、調査結果を報告します。土地の所在は、町道〇〇〇〇線沿いの〇〇トンネル付近に位置しております。面積は、

	985㎡で、水稻栽培を中心とした兼業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況は田で、今後も水稻を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転です。なお、本人の話ではありますが、この農地は50年以上前に、譲渡人の親と譲受人の親の間で農地の異動があったそうですが、地籍調査で所有権が変わっていないことが判明したとのこと。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約200mです。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況は、トラクター、田植え機等です。農業従事者は、本人含めて2人おり、取得後の耕作に問題はありません。 以上報告を終わります。
推進委員	農機具もそろっています。今までも父親と一緒に耕作しています。
議長	事務局から補足説明がありますか。
事務局	今日、配布しています議案の参考資料集をご覧ください。番号2の補足説明となります。通常、相続は、農地法第3条の許可は必要とせず、届け出だけで済みます。今回の場合は、特定遺贈という、贈与する農地を指定して、相続人ではない方が遺言によって農地を取得するということで、3条許可が必要となります。 資料にもありますが、「法定相続人でない者が、農地の特定遺贈を受けることとなりますので、農地の遺贈にあたっては法3条の許可等が必要となります。法3条の許可を得るためには、許可要件を満たす必要があります。」と記載されています。遺言であっても、他と同じように3条の要件が必要となります。 以上です。
議長	質疑はありませんか。
議長	質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。
農業委員	挙手

議長	全員賛成です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり許可します。 次に、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。 番号1、大字塚脇字田中〇〇番〇、登記簿地目は田、面積367㎡です。5条の所有権移転です。譲渡人は、〇〇町の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、駐車場用地としての転用です。農地の区分は、第3種農地と判断されます。担当委員は、3番委員です。 以上、1件です。
議長	それでは、担当委員の説明を 番号1 を 3番委員 お願いします。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。
農業委員	番号1の調査結果を報告します。2月7日、申請者の〇〇さんと、推進委員と事務局で現地確認を行いました。土地の所在は大字塚脇字田中〇〇番〇、面積は367㎡、登記簿地目は田、現況は畑で、休耕中です。賃貸駐車場用地にする計画で、権利の内容は、売買による所有権の移転です。転用理由は、譲渡人が〇〇町在住のため、畑の管理ができなく、周辺の住宅が増え駐車場を求める人がいるからです。駐車予定者は現在10名います。隣接農地所有者の同意も添付され、隣地農地、宅地等には影響はない計画です。畑の一部は低いため、かさ上げします。駐車場入り口はアスファルトで、駐車場は砂利としています。工事計画は令和2年4月1日から令和2年5月1日までの予定です。土砂の流出、崩壊、その他災害の発生する状況ありません。工事はくれぐれも注意するよう話しました。過去に農地法違反の該当ありません。 以上報告を終わります。
推進委員	〇〇〇方面に向かい〇〇〇の手前、約30m手前、〇〇のほう

	に約 50 m 入ったところに位置しています。土地は、約 3 畝ですが、2 段になっております。かなり高さがありますので、農機具の使用は難しく、田もしていません。かさ上げして駐車場に使用するという、所有者も近くにいない、駐車場の予約もあるということで、よろしくお願いします。
議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。
農業委員	挙手
議長	全員賛成です。議案第 2 号について、原案どおり許可し、許可相当として県知事に意見書を送付します。 次に、議案第 3 号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 3 号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第 3 号の最後のページをご覧ください。 利用権の設定の新規ですが、 3 年未満が 1 件で、 5, 982 m²、 3 年～5 年が 4 件で、 19, 153 m²、 6 年～9 年が 2 件で、 6, 509 m²、 10 年以上が 1 件で、 2, 650 m²、 以上、合計 8 件で、合計面積が 34, 294 m²です。 以上です。
議長	質疑はありますか。無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	挙手
議長	全員賛成です。議案第 3 号については、原案どおり承認します。 次に、議案第 4 号農用地利用配分計画の決定について、事務局説明をお願いします。

事務局	議案第４号農用地利用配分計画についてです。別冊の議案第４号をご覧ください。 番号１については、議案第３号の番号７，８についての配分計画で、借受人が〇〇の農事組合法人〇〇で、借受期間は６年になります。なお、昨年の１１月の段階で、農業委員と推進委員に現地確認を行ってもらい、問題はありません。 以上です。
議長	それでは質疑のある方は挙手をお願いします。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	挙手
議長	全員賛成です。議案第４号については、原案どおり承認します。引き続き、報告事項について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第１号です。農地法第１８条の規定による合意解約が４件、届出されております。 報告第２号です。農地所有適格法人に係る要件適格届出書が１件提出されております。申請者は、大字〇〇の株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。現在も酪農をしていましたが、今回株式会社を立ち上げて経営していくということです。要件については、会長と事務局で確認しています。内容についてはご一読ください。 以上です。
議長	質疑はありませんか。
議長	その他の項目になります。事務局お願いします。
事務局	前回の定例会で質問がありました、農地利用配分計画について、中間管理機構を通してどのくらい契約されているのかですが、今段階で、８０．９ｈａ契約されているということになっています。

推進委員	中間管理機構を通して貸した農地で、借り手が突然契約を解約するということになって、どうしたらいいのかという相談があった。
事務局	農林課が担当なので、はっきりとした回答はできませんが、借り手と中間管理機構が契約を解約して、今は中間管理機構に戻っていて、そこで、新たな借り手を探している状況だと思います。小作料の取り扱いなどケースバイケースだと思います。ここでの回答は難しいので、農林課に来てもらって担当者と話をしてもらったほうが良いです。
推進委員	当初から、耕作しやすい、しにくいということをちゃんと説明してから契約しないからこういう話が出てくるし、これからも出てくるのではないかと思います。
議長	では、農林課と直接話をしてもらおうということでお願いします。
議長	私のほうから提案があります。現在、農地法第3条・4条・5条の報告を農業委員が行っていますが、3条につきましては来年度4月から推進委員に調査結果の報告を行ってもらい、農業委員に補足説明をしていただく形にしたいと思います。4条・5条につきましては、県知事の許可等になりますので、そのまま農業委員に報告していただきたいと思います。
議長	もう一つ、1月に〇〇市の推進委員が無免許で当て逃げした事案がありました。農業委員会は、法令遵守が最低限必要な事柄ですし、高い倫理観を持つことを、今後ともよろしくお願いします。
議長	無いようですので、それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会2月定例総会を閉会します。